



公営住宅における保護廃止層と保護継続層の比較分析：社会福祉との関連でみた公営住宅のあり方に関する基礎的研究

平山, 洋介

増田, 昌彦

谷本, 道子

(Citation)

日本建築学会計画系論文報告集, 389:116-124

(Issue Date)

1988-07

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004675>



公営住宅における保護廃止層と保護継続層の比較分析

社会福祉との関連でみた公営住宅のあり方に関する基礎的研究

正会員 平 山 洋 介*

正会員 増 田 昌 彦**

正会員 谷 本 道 子***

1. 研究の目的

近年の公営住宅には被保護層が著しく増大・集積するという状況が顕在化してきている。表一にみられるように、被保護世帯は総数では昭和 45 年の 629,220 世帯から 57 年の 745,240 世帯へと 1.2 倍になっているが、2 種公営住宅に居住する被保護世帯は 45 年の 34,720 世帯から 57 年の 107,150 世帯へと 3.1 倍の増加を示している。また、2 種公営住宅の被保護世帯数が管理戸数に占める割合は昭和 45 年の 5.6 % から 57 年の 13.0 % へとドラスティックに上昇してきており、全国平均の世帯保護率が 2.1 % であるのに比べて¹⁾、2 種公営住宅には被保護世帯がきわめて多いとみることができる。公営住宅は供給対象がより限定された低所得層に絞られ、いわゆる「福祉住宅」としての性格を強めてきているのであり²⁾、被保護層の増大という傾向は制度的にも促進されつつある。しかも、公営住宅は概して開発規模が大きく特定地域に偏在している場合が多く³⁾、低所得層や被保護層をこの特定地域に集中・集積させることになる⁴⁾。さらに、公営住宅の被保護層は、被保護層一般に比べて保護受給期間が顕著に長期化しており、階層的に固定化した状態を呈している⁵⁾。

このような現状においては、従来個別に扱われてきた公営住宅制度と生活保護制度をいわば統合していくことが重要になってくると思われる⁶⁾。公営住宅制度と生活保護制度は、それぞれ低所得層の住宅問題、貧困問題に対処すべく機能しているのであるが⁷⁾、各々の政策効果を想定するに際しては、それを各々の制度と各々の問題を個別に対応させて行うだけではなく、両制度の関連の中で行なうことが不可欠になっていくと考えられる。このことは、生活保護に限らず、低所得層に対する福祉施策一般と公営住宅の関係についてもあてはまるであろう。また、公営住宅が集中する地域においては、福祉需要の

表一 2 種公営住宅における被保護世帯数の推移

年庭	被保護世帯 総数 A	2 種公営 被保護世帯 B	2 種公営 管理戸数 C	B/A × 100(%)	B/C × 100(%)
45	629,220	34,720	614,677	5.5	5.6
50	680,600	60,400	707,318	8.9	8.5
55	721,600	98,150	793,241	13.6	12.4
57	745,240	107,150	821,154	14.4	13.0
(57/45)	(1.2)	(3.1)	(1.3)		

(資料) 案件者全国一斉調査、建設省資料

継続的増大、階層構成の偏りによる地域福祉機能の低下、等々の問題が発生しつつあり⁸⁾、公営住宅のあり方が福祉施策との関連で問われることになると考えられる。

こうした課題を前提に、本稿は公営住宅における「保護廃止層」と「保護継続層」の比較分析を試み、両者の特性や形成のされ方の差異を明らかにしようとするものである。すなわち、公営住宅においては、保護受給が長期化し、保護廃止に至るのが困難な「保護継続層」が存在すると同時に、ひとたび保護を受給しつつも保護廃止に至る「保護廃止層」が存在することもまた事実である。後述のように、この「保護廃止層」には生活基盤が安定化したとはいえない世帯がかなり含まれているが、「保護継続層」と比較した場合、「保護廃止層」は生活保護制度の対象となる問題の緩和をある程度実現した階層として位置づけることができる。本稿ではこの点に着目し、公営住宅の被保護層がどのように形成された場合に保護廃止に至るのか、どのような場合に保護廃止に至らず保護受給を継続するのかを明らかにしていく。公営住宅の「福祉住宅」化という状況の中で、公営住宅と福祉施策を統合し、両者の関連の中で政策効果を想定していくことが新しい課題になるとすれば、そのための基礎的作業としても、公営住宅における「保護廃止層」と「保護継続層」にどのような差異があるかを明らかにしておくことは重要と考えられる。

従来の公営住宅に関する研究の流れの 1 つは、居住者の階層構成の解明を通じて公営住宅がどのような階層にどのように機能しているのかを把握しようとするもので

本稿の一部を昭和 62 年大会（近畿）において報告した。

* 神戸大学 研究生・学博

** 大阪府庁・工修

*** 神戸大学 文部技官

(昭和 62 年 11 月 10 日原稿受理)

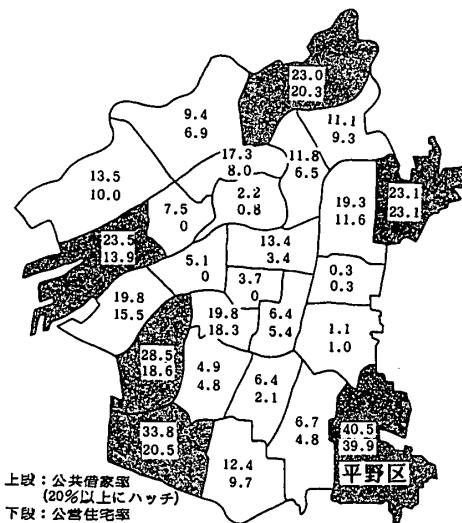
あるが、その中で玉置伸悟は、公営住宅が「福祉住宅」としての性格を強め、公営住宅に低所得層が増大してきた過程を実証的に明らかにしている⁹⁾。近年では、この低所得層あるいは高齢者層の増大傾向が注目されつつあり、その側面からの居住者構成の解明も進められている¹⁰⁾。そして、公営住宅の供給対象のあり方、地域社会の階層構成のあり方、福祉施策との関連でみた公営住宅のあり方といった検討課題が提起されており、本研究では、これらの研究動向を踏まえて、とくに公営住宅における被保護層の増大・集積という現象に着目して考察を進めている。筆者らは、既に公営住宅の被保護層について、民借保護層との比較、あるいは公営一般居住層との比較を通じて、その特性と形成のされ方を明らかにしてきたが¹¹⁾、これに続いて、本稿では<保護廃止層>と<保護継続層>の比較分析を中心に考察を進めていく。

具体的には、①まず、世帯類型や就労形態等の基本属性について<保護廃止層>と<保護継続層>の比較を行う。②次に、被保護層が入居時点で保護を受給しているのか、入居後に保護を開始するのかに着目して、その「形成経路」の類型化を試み（後述）、この指標をもとに<保護廃止層>と<保護継続層>の形成のされ方の差異について検討を加える。③さらに<保護廃止層>と<保護継続層>に<一般居住層>を加え、これらの3つの階層の形成のされ方を、前住地の分布等の居住地移動の側面から分析する。

2. 対象地域と調査の概要

（1）対象地域の概要

対象地域としては公営住宅が大量に存在する大阪市平野区をとりあげた（図一1）。大阪市の公営住宅は明らかに縁辺区部に偏在しており、なかでもここで対象とする平野区では公営住宅率が39.9%にもなる。1種公営住宅率、2種公営住宅率についてみると、大阪市平均の6.5%，4.8%に対して平野区は14.1%，25.6%である。また、公営住宅戸数に占める2種公営住宅戸数の割合は大阪市平均の42.2%に比べて平野区の64.3%が高く、平野区ではとくに2種公営住宅の集中が著しい。大阪市内の公営住宅総戸数のうち平野区に配置されている戸数の割合は1種で16.7%になり、2種は実に36.4%である¹²⁾。つまり、公営住宅の縁辺区部への偏在・集中という傾向が端的に現れた区域として平野区を位置づけることができる。一方平野区には、被保護世帯が顕著に増加するという状況がみられており、たとえば昭和49年の被保護世帯数を100とすると、57年では全国の112、大阪市の133に比べて平野区は170にもなる。人員保護率をみても、平野区ではその上昇傾向が著しく、昭和49年から57年にかけて全国で0.4%ポイント、大阪市で6.7%ポイントの上昇となっているが、平野区の場合は12.8%ポイントの上昇である。平野区にお



図一1 大阪市区別公共借家率

いては2種公営住宅での世帯保護率123.0%に対して、その他の住宅では28.3%であり（昭和59年），区域における保護率の上昇が2種公営住宅の大量の存在に起因するとみることができる。上記のように平野区では2種公営住宅率が25.6%であるが、被保護世帯のうち2種公営住宅に居住している世帯の割合は51.0%であり（昭和59年），この点からも2種公営住宅の大量の存在が区域の保護率を高めていることがわかる。また、昭和57年の平野区の人員保護率は37.9%であり、これは西日本の代表的なスラムをかかえる西成区の54.8%，浪速区の54.3%に次いで大阪市区別人員保護率の第3位に相当している¹³⁾。被保護世帯が集中する地域としては、従来からスラムの存在が指摘されてきたが、公営住宅集中地域がこれに次ぐ位置にあることに注意しておく必要があろう。

（2）調査の概要

<保護廃止層>調査、<保護継続層>調査は平野区福祉事務所の『保護記録』を原資料とするものであり、いずれも2種公営住宅居住世帯を対象としている。<保護廃止層>については昭和58年7月～59年6月の1年間に保護を廃止し、保護廃止時点で2種公営住宅に居住している270世帯（全数）を対象とし、<保護継続層>については団地の建設時期と立地を考慮したサンプリングを行い、昭和59年11月現在で保護を受給している2種公営住宅の445世帯（抽出率30%）を対象とした。<保護廃止層>調査は保護廃止時点のデータを収集したものであり、調査時点（現在）=保護廃止時点である。<一般居住層>に関しては、昭和40～44年に建設された公営住宅を対象に、アンケートで301世帯（回収率88%，1種165世帯、2種136世帯）のデータを収集した（昭和60年8月調査）¹⁴⁾。

これらの調査は特定一地域を対象としているため、研究の範囲と限界がその点にあることを明記しておかねば

表—2 世帯類型の比較

世帯類型	単身	高齢 単身	夫婦	高齢 夫婦	欠損	夫婦と 子	その他	計
保険廃止戸	39 (14.4)	17 (6.3)	17 (6.3)	6 (2.2)	103 (38.1)	73 (27.0)	15 (5.6)	270 (100.0%)
保険廃止戸	42 (9.4)	59 (13.3)	34 (7.6)	49 (11.0)	139 (31.2)	96 (21.6)	26 (5.8)	445 (100.0%)

(注) 皇身、夫印：世帯主年齢60歳未満の単身世帯、夫印世帯
高齢単身、高齢夫印：世帯主年齢60歳以上の単身世帯、夫婦世帯（以下同じ）

表-3 世帯主年齢の比較

世帯主年齢	20歳未満	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～	計
保育園児	14 (5.2)	46 (17.0)	93 (34.4)	78 (28.9)	22 (8.1)	17 (6.3)	270 (100.0%)
保育園教員	6 (1.3)	51 (11.5)	120 (27.0)	130 (29.2)	55 (12.4)	83 (18.7)	445 (100.0%)

表—4 世帯人員の比較

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人~	計
保証費支層	56 (20.7)	70 (25.9)	76 (28.1)	40 (14.8)	19 (7.0)	3 (1.1)	6 (2.2)	270 (100.0%)
保証料支層	101 (22.7)	147 (33.0)	89 (20.0)	61 (13.7)	28 (6.3)	13 (2.9)	6 (1.3)	445 (100.0%)

ならないが、今回実施した調査に類するものは従来まったく試みられておらず、その意味では本研究は事例的研究として一定の意義が認められると考えている。また、本研究は特定一地域を事例地とするものではあるが、上記の諸階層に対する調査結果をもとに、各階層間の比較分析を主なねらいにしている。本研究で得られる知見がどの程度一般化でき、どの程度特殊であるかについては、今後他地域においても調査・分析を重ねていくことが必要である。

3. 基本属性の比較

まず、保護廃止層と保護継続層の世帯属性を表-2~4に示したが、両者の間には一定の差異が認められる。たとえば、世帯類型は保護廃止層と保護継続層のいずれにおいても「欠損」と「夫婦と子」が多いが、それぞれの比率は保護廃止層でより高くなっている。保護継続層では「欠損」「夫婦と子」が31%，22%であるのに比べて、保護廃止層では38%，27%を占めている。保護継続層に比べて保護廃止層で比率が低いのは「高齢単身」と「高齢夫婦」であり、それぞれの比率は保護継続層13%，11%，保護廃止層6%，2%である。これに関連して世帯主年齢をみると、保護廃止層は相対的に若い世帯が多く、保護継続層では60歳以上の世帯が31%を占めるのに対し、保護廃止層では14%にとどまっている。世帯人員は保護継続層よりも保護廃止層の方が多い。保護継続層では「2人」の33%で最も比率が高く、「1人」が23%を占めるのに比べて、保護廃止層では「1人」が21%，「2人」が26%を占めるものの「3人」の28%で比率が高い。

続いて、就労形態をみると（表-5）、「稼働世帯」の比率が保護廃止層 72%，保護継続層 28 % であり、保護廃止層では明らかに「稼働世帯」の比率が高い。また保護廃止層では世帯主が就労している世帯が 56 % になるが、子供や配偶者が就労している世帯も 33 % となり

表-5 就労形態の比較

職形態	新規登録者								新規登録者	
	主	主因	主子	主因子	因	因子	子	小計		
保育員・看護師	108 (39.3)	9 (3.1)	34 (12.6)	2 (0.7)	8 (3.0)	6 (2.2)	29 (10.7)	194 (71.8)	76 (28.1)	270 (100.0%)
保健師・看護師	69 (15.5)	8 (1.8)	7 (1.6)	1 (0.2)	17 (3.8)	3 (0.7)	21 (4.7)	126 (28.3)	319 (71.7)	445 (100.0%)

(注) 貧劣形口：主は世帯主、配は四口目、子は子供を意味し、これらの組合せによって

表—6 世帶類型別就勞形態

の比率を占めているのが特徴的である。つまり、被保護層が保護廃止に至るには、規模の大きな若い世帯が維持され、そのような世帯が多様な就労形態をとりつつ「稼働世帯」になることが必要になっていると考えられる。高齢化した小規模な世帯は稼働能力が低く、保護廃止に至る可能性が低いとみられる。表-6は就労形態を世帯類型別に示しているが、保護廃止層の中でも、「欠損」や「夫婦と子」のような規模の大きな世帯は「稼働世帯」が85~92%を占めるのに対し、「高齢単身」や「高齢夫婦」は「非稼働世帯」が80%強を占めている。高齢化した世帯は、保護廃止に至ったとしても生活基盤が安定化したわけではないといえる。

次に表-7は、保護廃止層の保護廃止理由を世帯類型別に示したものである。保護廃止層全体では「稼働収入増加」(37%)が最も多く、次いで「世帯主疾病治癒」(20%)の比率が高くなっている。とくに「欠損」では「稼働収入増加」(53%),「夫婦と子」では「稼働収入増加」(45%)と「世帯主疾病治癒」(33%)の比率が高い。しかし他方では、保護廃止層全体の12%が「死亡・失踪」により保護廃止になった世帯であることにも留意しておく必要がある。なかでも「単身」や「高齢単身」では「死亡・失踪」が40%前後を占め、これらの世帯は生活基盤の安定化による保護廃止には至りにくいと考えられる。

表—7 世帯類型別保護廃止理由

口回り止口由		口回り主 由	唇回り 止口由	口回 り入人	唇回り の人は	年合 り・性 別	口回りの 取り引	唇回 り人	死因・ 疾患	医回口 の自法	その他	計
世 代	卓口	8 (21.1)	1 (2.6)	3 (7.9)	0 (0.0)	3 (7.9)	5.3 (5.3)	5.3 (5.3)	39.5 (39.5)	0 (0.0)	4 (10.5)	38 (100.0%)
	舌口卓口	5 (5.0)	0 (0.0)	5 (5.0)	1 (5.0)	2 (11.8)	1.8 (11.8)	2 (1.8)	41.2 (41.2)	1 (1.8)	5 (5.0)	17 (100.0%)
	夾口	6 (35.3)	2 (11.8)	3 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17.6 (17.6)	0 (0.0)	3 (17.6)	17 (100.0%)
	舌口夾口	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	4 (68.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	6 (100.0%)
	欠口	9 (8.8)	54 (0.0)	8 (52.9)	5 (5.0)	3 (4.9)	3 (2.9)	1 (1.0)	4.9 (4.9)	5 (0.0)	19 (18.6)	102 (100.0%)
性 別	夾口と子	24 (32.9)	3 (4.1)	25 (45.2)	1 (1.4)	4 (5.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1.4 (1.4)	0 (0.0)	7 (9.6)	73 (100.0%)
	その口	6 (60.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	5 (100.0%)	
計		54 (20.1)	6 (2.2)	98 (36.8)	10 (3.7)	19 (7.1)	7 (2.6)	4.5 (1.5)	11.6 (11.6)	1 (1.4)	38 (14.2)	268 (100.0%)

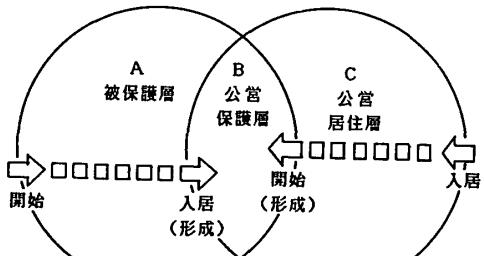


図-2 公営保護層の位置

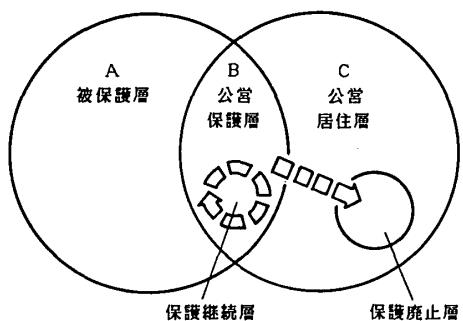


図-3 保護廃止層と保護継続層の位置

表-8 形成経路の類型化

移管 入居前保護 入居後保護	区外・保護開始→入居
	区内・保護開始→入居
{ ~1年}	: 入居→~1年後・保護開始
{ ~2~4年}	: 入居→2~4年後・保護開始
{ 5~9年}	: 入居→5~9年後・保護開始
{ 10~14年}	: 入居→10~14年後・保護開始
(15年~)	: 入居→15年~後・保護開始

4. 形成経路の比較

保護廃止層と保護継続層は上述のような特性を有しているのであるが、次に両者の形成のされ方をみていく。

図-2に示されるように、公営住宅における被保護層(B)は被保護層(A)と公営居住層(C)の重なり部分としてとらえられるが、この(B)がどのような過程を経て形成されるのかを考えた場合、基本的には図に示されるような2つの経路を想定することができる。つまり、1つは低所得世帯が保護を開始し、その後に公営住宅へ入居するという(A)→(B)の経路であり、いま1つは公営住宅へ入居した後に保護を開始するという(C)→(B)の経路である。前者は、被保護層(A)が母体になり、それが公営住宅へ流入する結果、公営保護層(B)が形成されることを示し、後者は公営居住層(C)が母体になり、それが落層することによって公営保護層(B)が形成されることを示している。また、この2つの経路は、公営住宅への「入居」と保護の「開始」の時期的前後関係を表現するものといえる。こうして形成される公営保護層(B)が保護廃止層と保護継続層に分解していくわけである(図-3)。

以上を前提として、ここでは公営保護層の「形成経路」を表-8のように類型化した。つまり、保護開始後に公営住宅へ入居する(A)→(B)の経路を、平野区外から

の移管転入と区内からの入居に区別し、それぞれを「移管」、「入居前保護」とする。また、入居後に保護を開始する(C)→(B)の経路を「入居後保護」とし、これを入居から保護開始に至る期間の長短で細分化した。

この形成経路は、上記のように公営住宅への入居と保護開始の前後関係を示しているが、それに加えて、入居時点における世帯の生活基盤の状態をも表している。つまり、「移管」および「入居前保護」の場合は、入居てくる世帯が入居時点で既に保護を受給しているわけであり、その意味で、入居時点の生活基盤が最も脆弱化していると考えられる。また、「入居後保護」は入居時点では保護を受給していないが、入居から保護開始までの期間によって入居時点の生活基盤の状態に差異があるとみられる。入居から保護開始までの期間が短い世帯は、入居時点で保護受給要因となるなんらかの問題をかかえていると考えられ、「入居後保護」の中では入居時点の生活基盤がより脆弱な場合が多いと想定できる。入居から一定期間を経て保護を受給する世帯は、入居時点の生活基盤が相対的には安定していると考えられ、そうした意味で、ここで類型化した形成経路は入居時点での世帯の生活基盤の状態を表現しているといえる。もちろん、世帯の生活基盤が入居時点にどのような状態にあるのかは多面的に把握されるべきであるが、ここではその1つの指標として、入居時点で保護を受給しているかどうか、あるいは入居からどのくらいの期間を経て保護受給に至るのかを問題にしているわけである。

この形成経路について、保護廃止層と保護継続層を居住期間別に比較したものが表-9である¹⁵⁾。これによると、保護廃止層はいずれの居住期間においても入居時点で保護を受給している「移管」と「入居前保護」の比率が低くなってしまっており、たとえば、居住期間別に「移管」と「入居前保護」を合わせた比率を、保護廃止層、保護継続層の順にみていくと、居住期間「~4年」では53%, 80%, 「5~9年」では19%, 45%, 「10~14年」では15%, 23%, 「15年~」では3%, 9%である。「移管」と「入居前保護」の中では、「~4年」以外のどの居住期間においても、保護廃止層はとくに「移管」の比率が低い。また、保護廃止層には「入居後保護」が多いのであるが、この「入居後保護」の中では入居から保護開始までの期間が長い世帯が多いという傾向が認められる。先述のように、「移管」「入居前保護」や入居後短期間で保護を開始する世帯は、入居時点で既に保護を受給している、あるいは保護受給要因になるような問題をかかえているという状態にあり、その意味で入居時点の生活基盤がより脆弱化していると考えられるが、こうした世帯は保護廃止層で少なく、保護継続層で多くなっている。

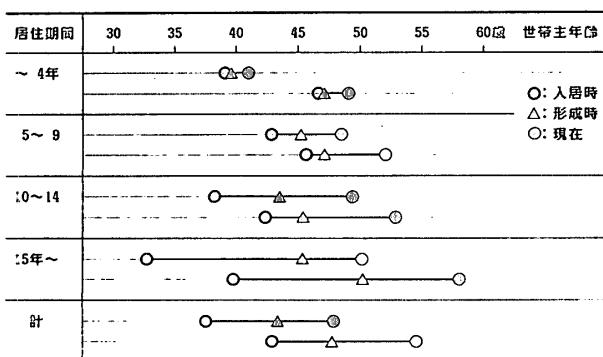
続いて、表-10は形成時以降の保護受給期間を居住期間別に示している¹⁶⁾。ここでいう「形成時」とは、現

表-9 居住期間別形成経路

形成初期	①	入居時 後期	入居後保護層					計 (世帯数)	
			~ 1年	2~ 4	5~ 9	10~ 14	15年~		
居住	~ 4年	27.5 30.4	25.0 50.0	40.0 16.1	7.5 3.6	0.0 0.0	0.0 0.0	100.0 100.0 (40)	
	5~ 9	12.7 33.6	6.3 11.2	19.0 21.5	31.7 22.4	30.2 34.3	0.0 6.9	100.0 (63) 100.0 (107)	
	10~ 14	9.2 16.7	5.3 2.3	13.2 20.6	15.7 15.7	38.2 34.3	25.0 8.9	100.0 (76) 100.0 (102)	
	15年~	1.3 6.9	1.3 2.3	2.5 6.3	5.1 5.7	12.7 20.0	40.5 30.3	38.7 28.6	100.0 (79) 100.0 (175)
計			10.5 18.6	7.4 11.4	15.5 14.5	11.8 11.8	22.5 28.6	19.8 13.8	11.2 11.4
(注) 上段：保護廃止層 (%) 下段：保護継続層 (%)									

表-10 居住期間別形成時以降の保護受給期間

形成時以降の受給期間	~ 2年	3~ 4	5~ 9	10~ 14	15年~	計 (世帯数)		
						2年	4年	
居住	~ 4年	65.0 48.2	35.0 51.8	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	100.0 (40) 100.0 (56)	
	5~ 9	30.2 11.2	25.4 16.8	44.4 72.0	0.0 0.0	0.0 0.0	100.0 (63) 100.0 (107)	
	10~ 14	22.4 10.7	23.7 13.6	19.7 31.1	34.2 44.7	0.0 0.0	100.0 (76) 100.0 (103)	
	15年~	38.0 10.3	15.2 16.6	25.3 34.9	12.7 18.3	8.8 20.0	100.0 (79) 100.0 (175)	
計			35.7 15.4	23.3 20.4	24.4 38.5	14.0 17.7	2.7 7.9	100.0 (258) 100.0 (441)
(注) 上段：保護廃止層 (%) 下段：保護継続層 (%)								



(注) 上段：保護廃止層 下段：保護継続層

図-4 入居時、形成時、現在における平均世帯主年齢

住居で保護を開始した時点のことであり、文字どおり「公営住宅被保護層」が形成された時点を意味している。つまり、「移管」と「入居前保護」の場合は形成時＝入居時、「入居後保護」の場合は形成時＝開始時であるが(図-2参照)，この形成時以降の受給期間は明らかに保護廃止層で短く、保護継続層で長い。形成時以降の受給期間が「～2年」の世帯の比率を居住期間別に、保護廃止層、保護継続層の順にみると、居住期間「～4年」では65%，48%，「5～9年」では30%，11%，「10～14年」では22%，11%，「15年～」では38%，10%であり、保護廃止層では受給期間が明らかに短い。上記の形成経路にみられた傾向を合わせて考えると、保護廃止層は入居から一定期間を経て保護を開始する世帯が多く、形成時以降の受給期間が短いことが特徴といえる。保護継続層は入居時点で保護を受給している世帯や入居後短期間で保護を開始する世帯が多く、形成時以降の受給期間が長期化していることが特徴と考えられる。

以上の形成経路に関する分析は入居時と形成時の間隔を問題にしたものであり、形成時以降の受給期間は形成時と現在の間隔を表現しているといえるが、次にこれら

の入居時、形成時、現在における平均世帯主年齢を居住期間別に図-4に示した。これによると、保護廃止層はいずれの時点においても平均世帯主年齢が若くなっている。また、入居時と形成時の平均世帯主年齢の間隔は、保護廃止層で長く、保護継続層で短いが、これは入居時点で保護を受給している世帯や入居後短期間で保護を開始する世帯が保護廃止層で少なく、保護継続層で多いためである。形成時と現在の平均世帯主年齢の間隔は、保護廃止層で短く、保護継続層で長くなっているが、これは形成時以降の受給期間が保護廃止層で短く、保護継続層で長いためである。そして、こうした傾向は公営住宅における被保護層が保護廃止に至るかどうかを示唆するものと思われる。すなわち、若齢時に入居し、入居から一定期間を経て保護を開始する世帯は、短期間の保護受給の後に保護廃止に至る可能性が高いと考えられる。入居時点で年齢が高く、既に保護を受給している世帯は受給期間が長期化しがちであり、その場合は保護廃止に至りにくくとみることができる。いずれにせよ、保護廃止層と保護継続層とでは、形成のされ方がかなり異なっていることに注意しておく必要がある。

5. 居住地移動の比較

次に、前居住地の分布等の居住地移動について分析を加える。ただし、ここでは保護廃止層と保護継続層に一般居住層を加え、これらの3つの階層について比較分析を行う。それによって、本稿で問題にしている保護廃止層と保護継続層の居住地移動の特性をより明確に把握することができる。ここで設定する3つの階層の中で、保護継続層は生活基盤が最も脆弱であり、一般居住層の生活基盤は相対的に最も安定していると考えられるが、これらの諸階層の居住地移動の実態にどのような差異があるかを明らかにすることがここでのねらいである。

まず、各階層の前居住地を図-5に示した。前掲図-1にみられるように公営住宅の立地は縁辺区部に偏在しており、したがって公営住宅へ入居する世帯は区域を越えて移動しがちになる。それを反映していざれの階層においても前居住地が平野区外の世帯が多いが、その比率は保護継続層でより高く76%になる。また、保護継続層ではスラム地域をかかるインナーエリアの西成区、浪速区から流入してきた世帯が25%とかなりの比率を占めることが特徴的である。大阪市縁辺の平野区では保護継続層の形成が主に区外からの移動によるものであり、とくにインナーエリアのスラム地域との関係が深くなっていると考えられる。これに対して、一般居住層の場合は平野区内から入居した世帯あるいは平野区に隣接する区域から入居した世帯が相対的に多く、保護廃止層の前居住地の分布は一般居住層と保護継続層の中間程度の傾向を示している。

続いて表-11は、前居住地を入居時期別に示しており、

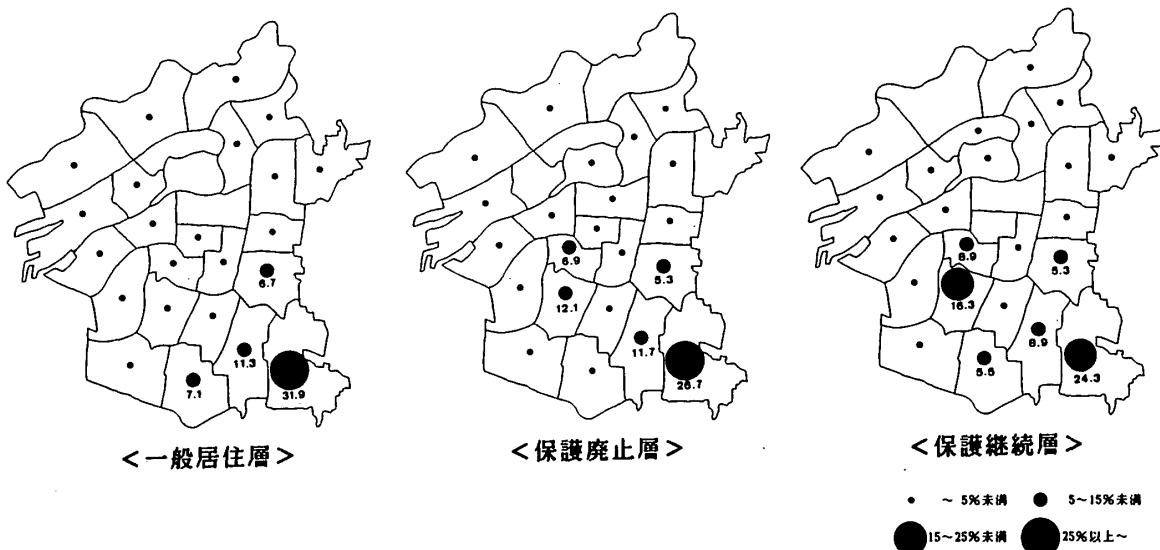


図-5 前住地の分布

これによると、どの階層においても入居時期が新しいほど前住地「平野区内」の比率が高まる傾向が認められる。平野区は昭和30年代から40年代にかけて公営住宅が大量に建設され急激に市街化された区域であるが、50年代には区域全体がほぼ市街化された状態になり、その市街化とともに区内からの住宅需要が増大しつつあると考えられる¹⁷⁾。公営住宅においてもかつては区外から流入してくる世帯が大半であったのが、近年では区内から入居する世帯が増加してきているわけである。しかし、入居時期ごとに各階層の前住地を比較すると、保護継続層ではやはりインナーエリアの「西成・浪速」の比率が相対的に高い。入居時期別に前住地「西成・浪速」の比率を、一般居住層、保護廃止層、保護継続層の順にみていくと、「~45年」では12%, 25%, 26%, 「46~50年」では3%, 26%, 37%, 「51~55年」では5%, 9%, 18%, 「56年~」では6%, 10%, 16%であり、どの入居時期においても保護継続層は「西成・浪速」が多い。つまり、公営住宅の居住階層は、全体的には入居時期が新しいほど平野区内から入居した世帯が多くなるのであるが、その中で、保護継続層はどの入居時期においてもインナーエリアのスラム地域から流入してくる世帯が相対的に多いことが特徴になっている。大阪市縁辺に集中する平野区の公営住宅は、区域の市街化が完了し、人口流入が鎮静化しつつある今日においても、とくに生活基盤が脆弱な階層をインナーエリアのスラム地域から一定程度吸収しているとみられる。これに比べて、一般居住層はどの入居時期をみても前住地「平野区内」や平野区に隣接する「東住吉・生野」の比率がかなり高くなっている。保護廃止層の前住地の分布は一般居住層と保護継続層の中間程度の傾向にある。

では、公営住宅における諸階層はどのような状態で入居してくるのか。これを示す1つの指標として、表-12

表-11 入居時期別前住地

前住地	平野区内	東住吉 生野	東成 阿倍野 大正寺 住吉	西成 浪速	市内	市外	計	
入 居 時 期	~45年	30 (17.3) 13 (16.9) 29 (16.7)	28 (16.2) 11 (14.3) 23 (13.2)	28 (11.6) 7 (9.1) 16 (9.2)	20 (24.9) 19 (24.7) 45 (25.9)	43 (18) 47 (27.0)	24 (13.9) 14 (8.0)	173 77 174 (100.0%)
	46~50	12 (40.0) 18 (25.0) 5 (14.6)	5 (16.7) 12 (16.7) 13 (12.6)	6 (3.3) 19 (26.4) 38 (36.9)	1 (10.0) 8 (11.1) 11 (10.7)	3 (10.0) 6 (8.3) 8 (7.8)	3 6 103 (100.0%)	
	51~55	22 (51.2) 18 (31.0) 33 (32.0)	12 (27.9) 15 (25.9) 17 (16.5)	3 (7.0) 5 (8.6) 14 (13.6)	2 (4.7) 5 (8.6) 18 (17.5)	2 (4.7) 9 (15.5) 4 (3.9)	43 58 103 (100.0%)	
	56年~	26 (72.2) 17 (42.5) 29 (51.8)	6 (16.7) 4 (10.0) 9 (16.1)	1 (2.8) 4 (10.0) 2 (3.6)	2 (5.6) 6 (10.0) 9 (16.1)	1 (2.8) 6 (15.0) 2 (3.6)	36 40 56 (100.0%)	
計	90 (31.9) 66 (26.7) 106 (24.3)	51 (18.1) 42 (17.0) 62 (14.2)	38 (13.5) 25 (10.1) 50 (11.5)	25 (8.9) 47 (19.0) 50 (25.2)	49 (17.4) 38 (15.4) 77 (17.7)	29 (16.3) 29 (11.7) 31 (7.1)	282 247 436 (100.0%)	

(注) 上段：一般居住層
中段：保護廃止層
下段：保護継続層

は入居時の世帯主年齢をしたものであるが、いずれの入居時期においても、保護継続層は入居年齢が明らかに高い。入居時世帯主年齢が50歳以上の世帯の比率を一般居住層、保護廃止層、保護継続層の順に入居時期別に観察すると、「~45年」では10%, 6%, 23%, 「46~50年」では10%, 16%, 27%, 「51~55年」では12%, 25%, 35%, 「56年~」では18%, 15%, 32%であり、保護継続層の入居時年齢がかなり高いことがわかる。また、保護廃止層と保護継続層の形成経路を比較すると、先述のように、保護継続層には入居時点での保護を受給している世帯や入居後短期間で保護を開始する世帯が多く、これは保護継続層の入居時点での生活基盤がかなり脆弱化していることを示している。つまり、保護継続層は入居時点での年齢が高く、生活基盤が既に脆弱化した状態にあり、そうした状態で区外のインナーエリアから

表—12 入居時期別入居時世帯主年齢

入居時 世帯主年齢	~29歳	30~39	40~49	50~59	60歳~	計
~45年	50 (27.5) 25 (32.1) 30 (17.1)	93 (51.1) 41 (52.6) 64 (36.6)	20 (11.0) 7 (9.0) 41 (23.4)	17 (9.3) 4 (5.1) 28 (16.0)	2 (1.1) 1 (1.3) 12 (6.9)	182 (100.0%) 78 (100.0%) 175 (100.0%)
	4 (12.9) 14 (18.4) 14 (13.7)	21 (67.7) 37 (48.7) 34 (33.3)	3 (9.7) 13 (17.1) 27 (26.5)	2 (6.5) 7 (9.2) 11 (10.8)	1 (3.2) 5 (6.6) 16 (15.7)	31 (100.0%) 76 (100.0%) 102 (100.0%)
	16 (39.0) 12 (19.0) 8 (7.5)	14 (34.1) 17 (27.0) 31 (29.0)	6 (14.6) 18 (28.6) 31 (29.0)	5 (12.2) 9 (14.3) 15 (14.0)	0 (0.0) 7 (11.1) 22 (20.6)	41 (100.0%) 63 (100.0%) 107 (100.0%)
	12 (30.8) 9 (22.5) 4 (7.1)	14 (35.9) 11 (27.5) 15 (26.8)	6 (15.4) 14 (35.0) 19 (33.9)	3 (7.7) 5 (12.5) 7 (12.5)	4 (10.3) 1 (2.5) 11 (19.6)	39 (100.0%) 40 (100.0%) 56 (100.0%)
計	82 (28.0) 60 (23.3) 56 (12.7)	142 (48.5) 106 (41.2) 144 (32.7)	35 (11.9) 52 (20.2) 118 (26.8)	27 (9.2) 25 (9.7) 61 (13.9)	7 (2.4) 14 (5.4) 61 (13.9)	293 (100.0%) 257 (100.0%) 440 (100.0%)

(注) 上段：一級居住層
中段：保護廃止層
下段：保護継続層

表—13 保護開始前の雇用形態別前居住地（保護継続層）

前居住地	平野区内	又住吉 生野	又成 倍岡 天王寺 住吉	西船 浪速	市内	市外	計
自宅	6 (28.6)	4 (19.0)	2 (9.5)	5 (23.8)	2 (9.5)	2 (9.5)	21 (100.0%)
	22 (31.0)	14 (19.7)	9 (12.7)	8 (11.3)	12 (16.9)	6 (8.5)	71 (100.0%)
	22 (23.2)	12 (12.6)	12 (12.6)	24 (25.3)	16 (16.8)	9 (9.5)	95 (100.0%)
	25 (20.0)	12 (9.8)	17 (13.6)	42 (33.6)	25 (20.0)	4 (3.2)	125 (100.0%)
パート	10 (23.3)	7 (18.3)	4 (9.3)	13 (30.2)	7 (5.6)	2 (4.7)	43 (100.0%)
内職・ 無職	4 (12.9)	6 (19.4)	1 (3.2)	9 (29.0)	9 (29.0)	2 (6.5)	31 (100.0%)
計	89 (23.1)	55 (14.2)	45 (11.7)	101 (26.2)	71 (18.4)	25 (6.5)	386 (100.0%)

(注) 常用：社保有：社会保険のある常用の雇用者
常用：社保無：社会保険のない常用の雇用者

流入してくる世帯の多いことが特徴といえる。これに対して、保護廃止層は保護継続層よりも入居時の世帯主年齢が若く、また、入居時点では保護を受給していない世帯が多いことは先述のとおりである。一般居住層は保護廃止層よりもさらに入居時年齢が若く、若齢時から公営住宅に居住している世帯の多いことが特徴になっている。

次に表—13は、保護継続層の前居住地を保護開始前の生計中心者の雇用形態別に示している。公営住宅の諸階層の中で保護継続層は生活基盤が最も脆弱であり、前居住地がインナーエリアのスラム地域である世帯が多いのであるが、保護継続層の中でも雇用形態がとくに不安定であった世帯は前居住地がスラム地域である場合がより多くなっている。たとえば、雇用形態が相対的に安定していたと考えられる「常用・社保有」は前居住地「平野区内」が多いのに対し、「日雇い」や「パート」「内職・無職」といった保護開始前から雇用形態がきわめて不安定であった世帯では前居住地「西成・浪速」の比率が高い。これは「日雇い」等の雇用形態が不安定な世帯がインナー

エリアのスラム地域に多いことを反映していると思われるが、公営住宅はそのような世帯をインナーエリアから縁辺部へ吸収するように機能してきたとみることができる。

以上のように、公営住宅の諸階層はそれぞれ特徴的な過程を経て形成されるのであるが、最後にとくに保護継続層の形成のされ方に注目して、それにかかわる問題を指摘しておきたい。すなわち、保護廃止層や一般居住層と比べた場合、保護継続層では生活基盤の脆弱化した状態でインナーエリアから縁辺部へ流入してくる世帯の多いことが特徴になっているが、こうした居住地移動により、保護継続層が地域社会との関係を断たれ、それが就労条件等のいわゆる地域的生活条件の不安定化に結びつく可能性を否定しえないと考えられる。第1に、公営住宅が集中する縁辺部の平野区では低所得層の就労機会がきわめて少なく、たとえば職業安定所の新規、および有効求人倍率が大阪市平均の1.01, 0.72に対して平野区では0.62, 0.43といった状態である¹⁸⁾。保護継続層は保護開始前には「日雇い」や「常用・社保無」であった世帯が多いが（表—13参照）、これらの世帯がインナーエリアから縁辺部に移動した場合は縁辺部において就労機会を確保することはかなり困難と思われる¹⁹⁾。また、保護継続層の大半は疾病をかかえているのであるが²⁰⁾、人口10万人当たりの一般診療所数は大阪市平均の117に比べて平野区は半数程度の56である²¹⁾。第2に、保護継続層の多くは公営住宅へ入居してくる時点で年齢がかなり高く、既に保護を受給している、あるいは保護受給要因となる問題をかかえているという状態にあり、そのような状態で広域的に移動する世帯は地域社会関係の形成や就労機会の確保がより困難になると推察される。こうした問題が保護受給の継続、長期化とどのようにかかわっているかについてはより詳細な分析が必要であるが、いずれにせよ保護継続層の地域的生活条件が居住地移動により不安定化する傾向にあり、それがひいては福祉施策の展開を阻害するという危険性を否定しえないと思われる。また、既報で指摘したように²²⁾、保護継続層の居住地移動の背景にはインナーエリアの住宅問題、公営住宅の地域的偏在傾向等の問題があり、公営住宅における保護継続層の形成・集積という現象が都市レベルでの住宅ストックの配置やその質といった問題に深く関連していることにも注意しておく必要がある。

6.まとめ

本稿では、保護廃止層と保護継続層の比較分析を中心に考察を進めてきたが、その結果得られた知見を簡単にまとめれば以下のようである。

① 保護廃止層では規模の大きな若い世帯が多く、そのような世帯が多様な就労形態をとりつつ稼働世帯になっているのが特徴的である。高齢化した小規模な世帯

は稼働能力が低く、保護廃止に至りにくいと考えられる。

② 保護廃止層と保護継続層の形成のされ方を比較すると、保護廃止層では入居から一定期間を経て保護を開始し、短期間の保護受給の後に保護廃止に至る世帯の多いことが特徴になっている。保護継続層の場合は入居時点で既に保護を受給している世帯や入居後短期間で保護を開始する世帯が多く、保護受給期間が長期化する傾向がみられる。

③ 保護廃止層と保護継続層に一般居住層を加え、これらの3つの階層の居住地移動の実態を比較すると、保護継続層にはインナーエリアのスラム地域から流入してきた世帯が多く、一般居住層には平野区内から入居した世帯あるいは平野区に隣接する区域から入居した世帯が相対的に多いという傾向が認められる。保護廃止層の前住地の分布は一般居住層と保護継続層の中間程度の傾向を示している。また、保護継続層は入居時点で年齢が高く、生活基盤がかなり脆弱化した状態にあり、こうした状態でインナーエリアから流入してくる世帯の多いことが特徴になっている。それゆえ、保護継続層の場合は、就労機会の確保や地域社会関係の形成が困難になるなど、地域的生活条件の不安定化という問題が発生しがちになるとされる。

なお、本稿で使用した調査のうち保護廃止層と保護継続層に関する調査は、社会福祉研究の立場から岩田正美助教授(東京都立大学)、平野隆之講師(名古屋経済大学)、室住真麻子講師(神戸女子学院短期大学)、平野区福祉事務所のケースワーカーの立場から南里 卓氏、汐津雅文氏、宮部千佳子氏、住宅研究の立場から筆者らが参加する研究会において共同で実施されたものである。調査に際しては、平野区福祉事務所の皆様から多大な協力を得た。また、研究の過程で早川和男教授(神戸大学)から貴重な助言をいただいた。記して謝意を表したい。

注

- 1) 文献一(8)
- 2) 文献一(4)
- 3) 主要大都市について公営住宅に居住する主世帯数が最も多い区をとりあげ、公営住宅に居住する主世帯数および主世帯総数が市全体のそれぞれに占める比率を算出すると、東京都(23区)では足立区20.3%, 6.4%, 横浜市(14区)では戸塚区21.7%, 13.6%, 大阪市(26区)では平野区24.7%, 6.8%, 名古屋市(16区)では港区14.4%, 5.9%, 京都市(11区)では伏見区55.3%, 17.3%, 札幌市(7区)では白石区49.2%, 16.5%, 神戸市(8区)では垂水区20.8%, 14.8%となっており、公営住宅が概して特定区域に偏在していることがわかる(1983年住宅統計調査による)。また、文献一(9), (11)はそれぞれ大阪市、名古屋市における公営住宅の地域的偏在傾向を明らかにしている。
- 4) 文献一(9), (10)
- 5) 文献一(1), (9)

- 6) 文献一(9), (10)
- 7) 公営住宅制度は「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ものであり(公営住宅法1条)、生活保護制度は「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ものとされている(生活保護法1条)。
- 8) 文献一(3), (9), (10)
- 9) 文献一(4)
- 10) 文献一(1), (2), (5)等。また、文献一(6), (7)は公営住宅ストックの改善・活用に際して低所得層や高齢者層の増大傾向に配慮することの必要性を指摘している。
- 11) 文献一(1), (2)
- 12) 以上の数値および図一は、大阪市(1983):市営住宅一覧表、大阪府(1983):府営住宅一覧表、および住宅統計調査(1983)による。
- 13) 以上の数値は、平野区福祉事務所(1985):生活保護運営方針、および大阪市民生局の資料による。
- 14) 大阪市(1983):市営住宅一覧表から平野区の市営住宅戸数の建設時期別構成をみると、昭和34年以前14.0%, 35~39年31.4%, 40~44年39.1%, 45年以降15.4%であり、<一般居住層>調査については、調査能力の限界もあって、戸数が最も多い40~44年建設住宅を対象とした。<保護廃止層>調査が全数調査、<保護継続層>調査が公営住宅の立地と建設時期を考慮したサンプリングによる調査であるのに対し、<一般居住層>調査は昭和40~44年建設住宅を対象にしており、したがって前二者と後者は単純には比較できないと考えられる。本稿では、居住地移動に関する分析において、これらの3つの階層を比較するが、その際に入居時期別に比較することによって、<保護廃止層><保護継続層>と<一般居住層>の比較分析に一定の妥当性をもたらせるように留意した。
- 15) 居住期間が短い(長い)世帯では当然「移管」「入居前保護」の比率が高く(低く)なり、「入居後保護」の比率が低く(高くなる)。したがって形成経路を比較するに際しては、居住期間別に検討することが不可欠になる。
- 16) 形成時以降の受給期間は現住居で保護を受給している期間に相当し、居住期間が短い(長い)世帯では形成時以降の受給期間も当然短く(長く)なる。そのため形成時以降の受給期間を比較するに際しては、居住期間別に検討することが不可欠になる。
- 17) 平野区では人口増加率が39.7%(昭和30~35年), 63.0%(35~40年), 28.3%(40~45年), 7.2%(45~50年), -1.9%(50~55年)と変化しており、人口増が停止しつつある。また、平野区における区外からの転入世帯数、および区外への転出世帯数は、昭和50年の7 069世帯、7 452世帯から58年の5 837世帯、6 373世帯へと17.4%、14.5%減少し、区内での転居世帯数は50年の3 819世帯から58年の4 128世帯へと8.1%の増加となっている。
- 18) 平野区福祉事務所(1985):生活保護運営方針による。
- 19) 文献一(10)においても同様の指摘がなされている。
- 20) 保護継続層の保護開始理由をみると、69%が「世帯主疾病」28%が「世帯員疾病」(いずれも複数選択)である。
- 21) 大阪市(1983):衛生統計年報による。

22) 文献一(1)

参考文献

- 1) 平山洋介, 谷本道子: 公営住宅における被保護世帯の発生・集積に関する研究, 都市計画別冊第20号, 日本都市計画学会, pp. 403~408, 1985. 11
- 2) 平山洋介, 増田昌彦, 谷本道子: 公営住宅ストックにおける居住者構成の変動と被保護層の形成に関する研究, 都市計画別冊第21号, 日本都市計画学会, pp. 373~378, 1986. 10
- 3) 平山洋介, 平野隆之: 『福祉問題』層の集積と公営住宅政策の課題, 研究紀要第4号, 大阪市立大学社会福祉研究会, pp. 61~72, 1985. 3
- 4) 玉置伸悟: 公営住宅に関する計画論的研究 (学位論文), 1980. 10
- 5) 田中 勝, 三宅 醇: 公営住宅ストックにおける高齢・貧困層の集中現象, 都市計画別冊第21号, 日本都市計画学会, pp. 367~372, 1986. 10
- 6) 石井桂治: 既設公営住宅活用に関する一考察, 都市計画別冊第21号, 日本都市計画学会, pp. 361~366, 1986. 10
- 7) 西島芳子: 公営住宅の改善に関する居住者の注意識, 日本建築学会論文報告集, No. 371, pp. 95~103, 1987. 1
- 8) 厚生統計協会: 国民の福祉の動向, 1987. 1
- 9) 住宅福祉研究会: 大都市における公営住宅政策と生活保護問題, 1986. 8
- 10) 名古屋市民生局: 公営住宅における生活保護世帯の現状と問題点, 自主的研修会報告集 (第1集), pp. 23~43, 1985
- 11) 名古屋市建築局住宅企画課, 名古屋市住宅管理公社: 名古屋市営住宅居住者調査報告書, 1985. 3

SYNOPSIS

UDC : 333.322.6

A STUDY ON PUBLIC HOUSING FROM THE VIEWPOINT OF CONCENTRATION OF WELFARE PROBLEMS

by Dr. YOUSUKE HIRAYAMA, Research Student of Kobe Univ., MASAHICO MASUDA, Osaka Prefecture, and MICHIKO TANIMOTO, Technical Official of Kobe Univ. Members of A.I.J.

In recent years, low income people and welfare recipient households are increasing in public housing. The aim of this study is to examine the state of public housing from the viewpoint of concentration of welfare problems. In doing so, we set out the questionnaire on residents in public housing in Hirano-ku Osaka City, where many public housing estates are located. And we analyzed the difference of characteristics between the residents who are recipients of public assistance and those who have ceased to receive it. As a result, we can say the attributes of households are very different between the residents on public assistance and those who have ceased to receive it. And the remarkable characteristic of the former is their moving from the inner area to the public housing located in the outer area.